

健生衛発 0219 第 1 号
令和 8 年 2 月 19 日

各府省庁会計担当課長
各府省庁契約担当課長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和 8 年度建築保全
業務労務単価の活用等について（依頼）

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日付厚生労働省健康局長通知別添）により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしております。

今般、国土交通省から、令和 8 年度建築保全業務労務単価（別添 1）が公表されましたので、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、当該労務単価を活用して積算を行うようお願いいたします。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会）（別添 2）では、「発注者としての行動③」として、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」とあります。既に契約を締結している令和 8 年度分の業務においても、受注者が建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「発注者としての行動⑤」のとおり、協議のテーブルにつくとともに、これを理由とした不利益な取扱いをしないようお願いします。

なお、「発注者としての行動②」では、「受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて 1 年に 1 回や半年に 1 回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。」ともありますので、受注者からの求めがない場合にも、令和 8 年度以降も定期的に協議の場を設けていただきますようお願いします。

また、「発注者・受注者共通の行動②」では、「価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること」とあります。「双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止」を図るため、「価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残す」ようお願いします。

併せて、貴府省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてもお願いします。

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
令和 8 年 2 月 19 日

各都道府県会計担当課長
各都道府県契約担当課長
各市区町村会計担当課長
各市区町村契約担当課長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和 8 年度建築保全
業務労務単価の活用等について（依頼）

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日付け厚生労働省健康局長通知別添）により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしております。

今般、国土交通省から、令和 8 年度建築保全業務労務単価（別添 1）が公表されましたので、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、当該労務単価を活用して積算を行うようお願いいたします。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会）」（別添 2）では、「発注者としての行動③」として、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」とあります。既に契約を締結している令和 8 年度分の業務においても、受注者から建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「発注者としての行動⑤」のとおり、協議のテーブルにつくとともに、これを理由とした不利益な取扱いをしないようお願いします。

なお、「発注者としての行動②」では、「受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて 1 年に 1 回や半年に 1 回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。」ともありますので、受注者からの求めがない場合にも、令和 8 年度以降も定期的に協議の場を設けていただきますようお願いします。

また、「発注者・受注者共通の行動②」では、「価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること」とあります。「双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止」を図るため、「価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残す」ようお願いします。

厚生労働省 0219 第3号
令和8年2月19日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和8年度建築保全
業務労務単価の活用等について（依頼）

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日付け厚生労働省健康局長通知別添）により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価の最新のものを活用するようお願いしているところです。

今般、国土交通省から、令和8年度建築保全業務労務単価が公表されましたので、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、令和8年度建築保全業務労務単価を活用して積算を行っていただくとともに、既に契約を締結している令和8年度分の業務においても、受注者が建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）」を踏まえた発注者としての行動をとっていただくことをお願いするため、各都道府県及び各市区町村の会計担当課長及び契約担当課長あてに通知（別添）を発出しました。

別添の通知を踏まえた対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（公 印 省 略）

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（公 印 省 略）

令和 8 年度建築保全業務労務単価の周知等について

今般、国土交通省から、令和 8 年度建築保全業務労務単価（別添 1）が公表されましたので、各都道府県及び各市区町村の契約担当課長及び会計担当課長、総務省自治行政局行政課長、各省庁会計担当課長及び契約担当課長あてにそれぞれ通知したところです（別添 2、3 及び 4）。

貴協会におかれましては、令和 8 年度建築保全業務労務単価の周知のみならず、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会）に基づく受注者としての行動をとっていただくよう会員に対して周知願います。

特に、「受注者としての行動②」及び「受注者としての行動③」を踏まえ、建築保全業務労務単価の上昇率を根拠とした積極的な協議の申入れを検討するよう会員に対してお示しください。

また、「発注者・受注者共通の行動②」では、「価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること」とあります。「双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止」を図るため、「価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残す」ようお願いします。

<参考>

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」から抜粋

- 受注者としての行動②

発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

- 受注者としての行動③

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて 1 年に 1 回や半年に 1 回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

- 発注者・受注者共通の行動②

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。